

## 1. 生活面の支援

番号	1-01	項目	相談支援
制度の名称	一般相談窓口	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご質問やご相談は、次の一般相談窓口までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 愛媛県コールセンター 電話番号:089-909-3468 受付時間:24時間対応(土日・祝日含む)</li> <li>■ 市役所 保険健康課 電話番号:0895-49-7021 受付時間:8時30分~17時15分(土日・祝日除く)</li> <li>■ 厚生労働省 電話番号:0120-565653(フリーダイヤル) FAX番号:03-3595-2756 受付時間:9時~21時(土日・祝日も実施) 聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、FAXまたは(一財)全日本ろうあ連盟ホームページ(<a href="https://www.jfd.or.jp/">https://www.jfd.or.jp/</a>)をご覧ください。</li> </ul>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/shingatacorona2.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/shingatacorona2.html</a>		
お問い合わせ先	制度の内容のとおり		

## 1. 生活面の支援

番号	1-02(R2/11/16改訂)	項目	相談支援
制度の名称	受診相談センター	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	発熱などの風邪症状があり医療機関を受診したい方で、かかりつけ医を持たない方又は相談先に迷う方		
制度の内容	<p>季節性インフルエンザの流行に備えて、令和2年11月16日から発熱患者等に対する新たな外来診療・検査体制に変わりました。 令和2年2月10日から新型コロナウイルス感染症が疑われる方を適切に医療に結びつけるため設置されていた「帰国者・接触者相談センター」は「受診相談センター」へ名称を変更しました。</p> <p>■発熱などの風邪症状があり医療機関を受診したい方で、かかりつけ医を持たない方・相談先に迷う方 受診相談センターへ電話で相談してください。受診可能な医療機関を紹介しますので、電話で相談の上、受診してください。 電話番号:089-909-3483 対応時間:24時間対応(土日・祝日含む)</p> <p>■かかりつけ医のいる方は、かかりつけ医に電話で相談し、相談先の案内に従って受診してください。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/covid-19-gairaisinryoukensataisei.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/covid-19-gairaisinryoukensataisei.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 保険健康課 TEL:49-7021 受診相談センター TEL:089-909-3483		

## 1. 生活面の支援

番号	1-03(R3/3/19新規)	項目	相談支援
制度の名称	ワクチン接種コールセンター	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民		
制度の内容	<p>新型コロナウイルスワクチン接種に関するご質問やご相談は、次の相談窓口までお問い合わせください。</p> <p>■ワクチンに関する全般的なこと 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター 電話番号:0120-761770(フリーダイヤル) 受付時間:9時~21時(土日・祝日も実施) 聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、(一財)全日本ろうあ連盟ホームページ(<a href="https://www.jfd.or.jp/">https://www.jfd.or.jp/</a>)をご覧ください。</p> <p>■ワクチン接種後の副反応に関すること 愛媛県コールセンター 電話番号:0120-567-231(フリーダイヤル) 受付時間:8時30分~20時(土日・祝日も実施)</p> <p>■市の接種体制に関すること(接種までの流れや予約方法、接種スケジュール、接種できる場所、接種券に関する事など) ・宇和島市ワクチン接種コールセンター 電話番号:0570-00-0389 受付時間:9時~17時(平日のみ) ・保険健康課 一般相談窓口 電話番号:49-7021 受付時間:8時30分~17時15分(平日のみ)</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	厚生労働省 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html</a> 宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/info/vaccine2.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/info/vaccine2.html</a>		
お問い合わせ先	制度の内容のとおり		

## 1. 生活面の支援

番号	1-04(R2/8/1改訂)	項目	相談支援
制度の名称	新型コロナウイルス生活総合相談窓口	支援の種類	相談
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月10日	制度(申請)期限	-
活用できる方	新型コロナウイルス感染症に関連した支援の相談		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が、広範な分野に広がり終息が見通せない中で、直接的、間接的に影響を受けている市民や事業者の皆様の不安の軽減や解消を図るため、設置。</p> <p>※R2.7.10(金)より、お問合せ先電話番号を変更。(0895-24-1111(内線3126))</p> <p>■場所 宇和島市役所 本庁1階(福祉課 暮らしの相談窓口)</p> <p>■時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで(12時-13時は除く)</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/47/corona-seikatsusougousoudan.html">http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/47/corona-seikatsusougousoudan.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 新型コロナウイルス生活総合相談窓口 0895-24-1111(内線3126)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-05(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	特別定額給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	国(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月1日	制度(申請)期限	令和2年8月20日
活用できる方	給付対象者:R2.4.27を基準として、住民基本台帳に記録されている者 受給権者:給付対象者の属する世帯主		
制度の内容	<p>■給付額</p> <p><input type="checkbox"/>給付対象者1人につき10万円</p> <p>■オンライン申請</p> <p><input type="checkbox"/>国の専用ページ「マイナポータル」から申請してください。</p> <p><input type="checkbox"/>マイナンバーカードの交付を受けている世帯主の方が、同一世帯全員分の申請を行うことができます。</p> <p><input type="checkbox"/>申請・給付スケジュール 受付開始日:R2.5.1 給付開始日:R2.5.13 受付終了日:R2.8.20</p> <p>■郵送申請</p> <p><input type="checkbox"/>宇和島市から、住民票世帯全員分の氏名を印字した申請書を世帯主へ郵送します。</p> <p><input type="checkbox"/>必要事項を記入のうえ、本人確認書類(運転免許証のコピーなど)と、受取口座の確認書類(通帳のコピーなど)とともに、同封の返信用封筒で宇和島市へ返送してください。</p> <p><input type="checkbox"/>オンライン申請をした場合、申請書は郵送されません。</p> <p><input type="checkbox"/>申請書の発送後にオンライン申請した場合等、申請したにも関わらず申請書が郵送される可能性があります。給付は1回限りとなります。</p> <p><input type="checkbox"/>申請・給付スケジュール 送付開始日:R2.5.20頃 受付開始日:R2.5.20 給付開始日:R2.5.26 受付終了日:R2.8.20</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問合せ先に御確認ください。		
その他	口座を持っていない等、「オンライン申請」や「郵送申請」ができない場合は、宇和島市特別定額給付金推進室にお問い合わせください。		
ホームページURL	宇和島市 - 総務省 <a href="https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html">https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 総務課 TEL:24-1111(内線2431)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-06(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	生活福祉資金制度による特例貸付(総合支援資金)	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	社会福祉協議会(国:10/10)	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月25日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	市民の方(新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯)		
制度の内容	<p>生活再建までの間に必要な生活費用の貸付</p> <p>■貸付上限額</p> <p><input type="checkbox"/> (二人以上)月20万円以内</p> <p><input type="checkbox"/> (単身) 月15万円以内</p> <p><input type="checkbox"/> 貸付期間 ※原則3月以内、最大3ヶ月延長</p> <p>■据置期間</p> <p><input type="checkbox"/> 貸付最終月より1年以内 ※従来の6月以内とする取扱いを拡大。</p> <p>■償還期限</p> <p><input type="checkbox"/> 据置期間経過後10年以内</p> <p>■貸付利子・保証人</p> <p><input type="checkbox"/> 無利子・不要 ※従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。</p> <p>■貸付の延長</p> <p><input type="checkbox"/> 3ヶ月を超える貸付についての延長申請の受付は、申請期限までとし、1回限りの受付とする。</p> <p>■追加での資金交付は最大3か月</p> <p><input type="checkbox"/> 対象世帯:特例貸付開始から令和3年3月までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸し付けが終了した世帯</p> <p>※再貸付申請前に、自立相談支援機関(福祉課くらしの相談窓口)による自立相談支援を受ける必要有。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	申し込みは、郵送を原則としています。 貸付対象、制度の詳細については、以下のお問い合わせ先に御確認ください。		
ホームページURL	宇和島市社会福祉協議会 <a href="https://www.uwajima-shakyo.or.jp/kinkyu-koguchi/#gsc.tab=0">https://www.uwajima-shakyo.or.jp/kinkyu-koguchi/#gsc.tab=0</a>		
お問い合わせ先	宇和島市社会福祉協議会 TEL:28-6033		

## 1. 生活面の支援

番号	1-07(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	生活福祉資金制度による特例貸付(緊急小口資金)	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	社会福祉協議会(国:10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年3月25日	制度(申請)期限	令和3年3月31日
活用できる方	市民(新型コロナウイルスの影響を受け、休業や収入の減少、失業等により生活資金にお困りの方)		
制度の内容	<p>■貸付上限額</p> <p><input type="checkbox"/>世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき、世帯員に要介護者がいるとき等、20万円以内</p> <p><input type="checkbox"/>その他の場合、10万円以内</p> <p>※従来の10万円以内とする取扱を拡大。</p> <p>■据置期間</p> <p><input type="checkbox"/>1年以内</p> <p>※従来の2月以内とする取扱いを拡大。</p> <p>■償還期間</p> <p><input type="checkbox"/>据置期間経過後2年以内</p> <p>※従来の12月以内とする取扱いを拡大。</p> <p>■貸付利子・保証人</p> <p><input type="checkbox"/>無利子・不要</p> <p>ただし、償還期限後は延滞利子 年3.0%</p> <p>■償還免除について</p> <p>令和3年度又は令和4年度に、貸付を申請した本人と世帯主が住民税非課税である場合に一括免除を行う。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	申し込みは、郵送を原則としています。 貸付対象、制度の詳細については、以下のお問い合わせ先に御確認ください。		
ホームページURL	宇和島市社会福祉協議会 <a href="https://www.uwajima-shakyo.or.jp/kinkyu-koguchi/#gsc.tab=0">https://www.uwajima-shakyo.or.jp/kinkyu-koguchi/#gsc.tab=0</a>		
お問い合わせ先	宇和島市社会福祉協議会 TEL:28-6033		

1. 生活面の支援

番号	1-08(R3/4/1改訂)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	愛媛県勤労者福祉資金貸付(離職者等緊急生活資金)	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	令和2年5月29日	制度(申請)期限	令和4年3月31日
活用できる方	<p>■ 離職後、求職活動を行っている方で、かつ、次の全てに該当する勤労者であった方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること</li> <li><input type="checkbox"/> 原則として、20歳以上65歳以下であること</li> <li><input type="checkbox"/> 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと</li> <li><input type="checkbox"/> 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと</li> <li><input type="checkbox"/> 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと</li> </ul> <p>※「求職活動を行っている方」とは、職業安定法の規定による職業紹介を通じて、現に求職活動をしている方をいいます。</p> <p>■ 休業中の方で、かつ、次の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること</li> <li><input type="checkbox"/> 原則として、20歳以上65歳以下であること</li> <li><input type="checkbox"/> 引き続き1年以上同一事業所に勤務していること</li> <li><input type="checkbox"/> 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していること</li> </ul>		

<p>制度の内容</p>	<p>■資金用途 離職又は休業によって、本人又は離職者が扶養する方の生活のために必要となった資金 「生活のために必要となった資金」とは、 □一般生活安定資金…基本的な生活を維持するために日常的に必要とする資金 □特別生活安定資金…療養費及び分娩費、冠婚葬祭費、教育費、災害又は自己による損失に充てる費用、住宅の補修費、その他知事が必要と認める生活に伴う臨時の出費に要する費用をいいます。</p> <p>■融資条件 □融資限度額 100万円 □融資期間 5年以内(6か月以内の据置き可能) □融資利率 年0.3%(別途保証料が必要になります。) ※県が保証料の全額を負担します。(令和2年5月29日～令和3年3月31日の融資に限る) <b>(県による保証料の全額負担について、令和3年3月31日終了)</b> □保証方法 四国労働金庫の指定する保証機関の保証(離職者については連帯保証人が1名必要) □返済方法 元利均等月賦償還又は半年賦併用償還 (その他融資条件は、四国労働金庫の定めるところによる)</p>
<p>手続きに必要な書類</p>	<p>■借入申込書(四国労働金庫備付け) ■住民票(住民票添付の際は、個人番号(マイナンバー)の記載のないものをお願いします。)</p>
<p>その他</p>	<p>-</p>
<p>ホームページURL</p>	<p>愛媛県 <a href="https://www.pref.ehime.jp/h30500/kinrousikin/risyoku.html">https://www.pref.ehime.jp/h30500/kinrousikin/risyoku.html</a></p>
<p>お問い合わせ先</p>	<p>経済労働部労政雇用課 TEL:089-912-2500</p>

## 1. 生活面の支援

番号	1-09	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	恩給担保貸付	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民(恩給等の受給者の方)		
制度の内容	<p>恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 貸付限度額等は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 貸付限度額 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 恩給:250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内</li> <li><input type="checkbox"/> 共済年金:250万円以内、ただし共済年金の年額の1.8年分以内(生活費は100万円以内)</li> </ul> </li> <li>■ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 住宅などの資金や事業資金</li> </ul> </li> <li>■ 保証人等 <ul style="list-style-type: none"> <li>恩給等の証書を預けることが必要</li> </ul> </li> </ul>		
手続きに必要な書類	-		
その他	生活保護を受給中の方、恩給年金担保融資をご利用中に生活保護を受給し、生活保護廃止後5年経過していない方は、利用できません。		
ホームページURL	株式会社 日本政策金融公庫 <a href="https://www.jfc.go.jp/">https://www.jfc.go.jp/</a>		
お問い合わせ先	株式会社 日本政策金融公庫 宇和島支店 TEL:22-4766		

## 1. 生活面の支援

番号	1-10	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	支援の種類	貸付(融資)
実施区分(負担割合)	市(進達のみ)、県(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	市民(母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦で確実に返済見込みのある方)		
制度の内容	<p>ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を推進するため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度を設けています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより保護者の就業環境が変化して、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合に活用が可能なものの一つとして、「生活資金」があります。</p> <p>目的に応じ資金の貸付を行っておりますので、貸付条件などの詳細については、以下のお問合せ先までお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	-		
その他	貸付けを利用するには、一定の要件を満たしている必要があるほか、連帯保証人が必要となります。また、貸付資金毎に貸付要件が定められています。詳細は、福祉課児童福祉係にご相談ください。		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課児童福祉係 TEL:49-7017		

## 1. 生活面の支援

番号	1-11(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	子育て世帯への臨時特別給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	未定	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月1日	制度(申請)期限	令和2年10月31日
活用できる方	対象児童に係る令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付は除く)の受給者		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(特例給付世帯は除く)を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給します。</p> <p>■ 給付額 対象児童一人につき1万円。</p> <p>■ 支給対象となる児童 児童手当(特例給付は除く)のR2.4月分(3月分含む※)の対象児童</p> <p>■ 申請について 宇和島市児童手当受給者については、原則、申請は不要です。 5月中に対象者へ案内通知を送付します。受け取りを希望されない方は、R2.5.29までに、同封する「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書」を提出してください。 公務員の方は、所属長の証明を受けた「子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)」の提出が必要です。基準日(R2.3.31)における住所地の市町村へ申請をするようになります。(宇和島市の提出期限はR2.10.31)</p> <p>■ 支給方法 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している口座に振り込みます。 ※指定されている口座を解約等されている場合には、福祉課児童手当担当まで御連絡ください。</p> <p>■ 支給時期 R2.6.15(月) 公務員の方は、申請書受理後、随時支給します。</p>		
手続きに必要な書類	原則、不要		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/kosodaterinnjikyuuhtml">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/kosodaterinnjikyuuhtml</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 児童福祉係 TEL:24-1111(内線3124)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-12(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	宇和島市子育て世帯応援臨時特別給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	未定	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年5月12日	制度(申請)期限	令和2年10月31日
活用できる方	対象児童に係る令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者等		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小・中学校の臨時休業等により家計への影響を受けた子育て世帯に対し、国の支援策として支給される「子育て世帯への臨時特別給付金(対象児童1人あたり1万円)」に加え、市が独自に対象児童1人あたり3万円を支給します。</p> <p>R2.7.13より、市外在住の児童手当受給者に監護される児童を対象児童に追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 給付額 対象児童1人につき3万円。</li> <li>■ 支給対象者・申請について 令和2年4月27日において、宇和島市に住所を有し、条件に該当する方 詳細については、以下のお問合せ先に御確認ください。</li> <li>■ 支給方法 児童手当を受給している口座に振り込みます。</li> <li>■ 支給時期 R2.6.15(月)</li> </ul>		
手続きに必要な書類	原則、不要		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/uwajimakosodateouennrinnji.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/uwajimakosodateouennrinnji.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 児童福祉係 TEL:24-1111(内線3124)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-13(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	ひとり親世帯臨時特別給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月13日	制度(申請)期限	令和3年2月26日
活用できる方	<p>■ 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方</p> <p>□ 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方</p> <p>□ 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方</p> <p>□ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方</p>		
制度の内容	<p>■ 給付額</p> <p>□ 基本給付:1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円</p> <p>□ 追加給付:1世帯5万円</p> <p>■ 追加給付について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方</p> <p>※給付対象にあたるかどうか等については、以下のお問合せ先に御確認ください。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■ 基本給付:原則不要。</p> <p>■ 追加給付:申請が必要。現況届手続き時に併せて申請受付。</p>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/hitorioyasetai-kyuuhukinn.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/18/hitorioyasetai-kyuuhukinn.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課 子育て支援室 児童福祉係 TEL:24-1111(内線2141)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-14(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	宇和島市大学生等生活応援給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月1日	制度(申請)期限	令和2年10月30日
活用できる方	<p>■ 次のいずれにも該当する者</p> <p><input type="checkbox"/> 学校教育法の規定に基づく、市外の大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校(4年次以上に限る)、専修学校(専門課程に限る)に在学している者、または、これに準ずる市外の大学等に在学している者</p> <p><input type="checkbox"/> R2.4.27において、原則市内に住所を有する者に扶養されている者</p> <p>※ 通信制課程に在学している者については、市外に居住実態がある者に限ります。</p>		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大による日常生活への影響を受けた世帯に対し、経済的な負担軽減と大学生等の修学継続を支援するため、市外で生活する大学生等に対する支援策として、市独自の応援給付金を支給します。</p> <p>■ 給付額</p> <p><input type="checkbox"/> 給付対象者1人につき、5万円</p> <p>※ 宇和島市大学生等生活応援給付金は、非課税です。</p>		
手続きに必要な書類	<p>宇和島市大学生等生活応援給付金申請書(請求書)</p> <p>※ その他、必要となる添付書類については、以下のお問合せ先に御確認ください。</p>		
その他	<p>申請者は、原則給付対象者(大学生等)を扶養している保護者となります。</p>		
ホームページURL	<p>宇和島市 -</p>		
お問い合わせ先	<p>宇和島市 企画情報課 地方創生係(大学生等給付金担当) TEL:49-7105</p>		

## 1. 生活面の支援

番号	1-15(終了)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	宇和島市高校生等未来応援給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月1日	制度(申請)期限	令和2年9月30日
活用できる方	<p>R2.4.27において市内に住所を有するH14.4.2からH16.4.1までに生まれた者(高校2年生及び高校3年生の世代に該当する者)                  上記の対象者のほか、高等学校等に在学している高校4年生の世代に該当する者、高等学校等(専攻科に限る)に在学している高校5年生の世代に該当する者</p> <p>※詳細については、以下のお問合せ先に御確認ください。</p>		
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大による日常生活への影響を受けた世帯に対し、家計の負担軽減と高校生等における将来に向けた活動を支援するため、高校生世代に対する支援策として、市独自の応援給付金を支給します。</p> <p>■ 給付金額: 給付対象者1人につき4万円                  ※宇和島市高校生等未来応援給付金は非課税です。</p>		
手続きに必要な書類	<p>宇和島市高校生等未来応援給付金申請書(請求書)                  ※その他、必要となる添付書類等については、以下のお問合せ先に御確認ください。</p>		
その他	<p>■ 申請者  <input type="checkbox"/> 給付対象者(高校生)が属する世帯の世帯主(高校生が市内に住所を有している場合)  <input type="checkbox"/> 給付対象者(高校生)を扶養している保護者(高校生が市外に住所を有している場合)                  ※いずれも令和2年4月27日において、原則市内に住所を有する世帯主及び保護者に限ります。</p>		
ホームページURL	<p>宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/3/kokoseikyuhukin.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/3/kokoseikyuhukin.html</a></p>		
お問い合わせ先	<p>宇和島市 企画情報課 地方創生係(高校生等給付金担当) TEL:49-7087</p>		

## 1. 生活面の支援

番号	1-16(R3/4/1改訂)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	国民健康保険傷病手当金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	市(国10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	令和2年6月29日	制度(申請)期限	令和3年6月30日
活用できる方	<p>宇和島市国民健康保険の被保険者で、給与等の支払いを受けている被保険者(被用者)が、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる状況により労務に服することができなくなった場合に、傷病手当金の支給を受けられる場合があります。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状により感染が疑われたため、連続して3日以上仕事を休んだ(現在も休んでいる)。</p> <p>■4日目以降のお休み期間に、給与等の支払いを受けていない。</p> <p>※医療機関で新型コロナウイルス感染症の疑いがないと診断された場合は、支給の対象になりません。                  ※休んだ日数のうち、もともと勤務を予定していなかった日は対象になりません。                  ※有給休暇を取得した場合は対象になりません。</p>		
制度の内容	<p>詳細については、宇和島市役所保険健康課にお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■支給申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>世帯主記入用</li> <li><input type="checkbox"/>被保険者記入用</li> <li><input type="checkbox"/>事業主記入用</li> <li><input type="checkbox"/>医療機関記入用</li> </ul> <p>■国民健康保険被保険者証</p> <p>■本人確認書類</p>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronahokensyoubyou.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronahokensyoubyou.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 保険健康課 保険業務係 TEL:24-1111(内線2120)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-17(R3/4/1改訂)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	後期高齢者医療傷病手当金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	広域連合(国10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	令和2年5月15日	制度(申請)期限	令和3年6月30日
活用できる方	<p>後期高齢者医療保険の被保険者で、給与等の支払いを受けている被保険者(被用者)が、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる状況により労務に服することができなくなった場合に、傷病手当金の支給を受けられる場合があります。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状により感染が疑われたため、連続して3日以上仕事を休んだ(現在も休んでいる)。</p> <p>■4日目以降のお休み期間に、給与等の支払いを受けていない。</p> <p>※医療機関で新型コロナウイルス感染症の疑いがないと診断された場合は、支給の対象になりません。                  ※休んだ日数のうち、もともと勤務を予定していなかった日は対象になりません。                  ※有給休暇を取得した場合は対象になりません。</p>		
制度の内容	<p>詳細については、宇和島市役所保険健康課にお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■支給申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>被保険者記入用①</li> <li><input type="checkbox"/>被保険者記入用②</li> <li><input type="checkbox"/>事業主記入用</li> <li><input type="checkbox"/>医療機関記入用</li> </ul> <p>■後期高齢者医療被保険者証</p> <p>■本人確認書類</p>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronahokensyoubyou.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronahokensyoubyou.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 保険健康課 後期高齢者医療係 TEL:24-1111(内線2121)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-18(R3/4/1改訂)	項目	当面の生活資金や生活再建の資金
制度の名称	新型コロナウイルス感染症に係る宇和島市傷病給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	市	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月1日	制度(申請)期限	令和3年6月30日
活用できる方	<p>令和3年6月30日までに新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染者の濃厚接触者としてPCR検査を受検し自宅待機を要請され、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われると医師に診断された市民の方で、次のすべてに該当する方は、宇和島市傷病給付金の支給を受けられる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和2年中に、営業収入または農業収入があり、現在もその収入に伴う事業に従事している。</li> <li>■ 新型コロナウイルス感染症に係る療養のため、連続して3日以上仕事を休んだ(現在も休んでいる)。</li> <li>■ 自身の加入する健康保険で傷病手当金の給付対象になっていない。</li> </ul> <p>※医療機関等の診断または証明がない場合は、支給の対象になりません。                  ※休んだ日数のうち、もともと勤務を予定していなかった日は対象になりません。                  ※有給休暇を取得した場合は対象になりません。</p>		
制度の内容	<p>詳細については、宇和島市役所保険健康課にお問い合わせください。</p>		
手続きに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 支給申請書                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 本人記入用</li> <li>□ 医療機関記入用</li> </ul> </li> <li>■ 令和2年中の営業所得、農業所得の金額がわかる書類(確定申告書の写し)</li> <li>■ 本人確認書類</li> </ul>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronahokensyoubuyoukyufu.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/20/koronahokensyoubuyoukyufu.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 保険健康課 保険業務係 TEL:24-1111(内線2120)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-19(R3/4/1改訂)	項目	家賃補助
制度の名称	住居確保給付金	支援の種類	給付
実施区分(負担割合)	市(国:3/4 市1/4)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年4月20日	制度(申請)期限	未定
活用できる方	令和2年4月20日以降、離職・廃業から2年以内または休業により収入が減少し、離職と同程度の状況にある方		
制度の内容	<p>■支給対象者 ※①-⑥すべてを満たしていることが条件</p> <p>①離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方(減少の割合制限なし)</p> <p>②離職前に、主たる生計維持者であった方</p> <p>③申請日の属する月の、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計が基準額以下の方</p> <p>④申請日において、申請者および申請者と生活を一にしている同居の親族の預貯金の合計額が基準額以下の方</p> <p>⑤国の雇用施策による貸付および地方自治体等が実施する類似の給付等を申請者および同一世帯の者が受けていないこと</p> <p>⑥申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団でないこと。</p> <p>■基準額</p> <p>□単身世帯:7.8万円 □2人世帯:11.5万円 □3人世帯:14万円</p> <p>■支給額</p> <p>下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給</p> <p>□32,000円(単身世帯) □38,000円(2人世帯) □42,000円(3~5人世帯)</p> <p>■支給期間</p> <p>□3ヶ月間(一定の条件により延長可。※最大12ヶ月)</p> <p>■再支給</p> <p>□住居確保給付金の受給が終了した方について、一定の要件により3ヶ月に限り再支給が可能。 (令和3年4月1日より申請開始) ※申請期限は令和3年6月30日までとする。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 福祉課(くらしの相談窓口) TEL:24-1111(内線3126)		

## 1. 生活面の支援

番号	1-20	項目	住まいの建替・取得
制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	支援の種類	返済期間の延長
実施区分(負担割合)	住宅金融支援機構	新型コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	新型コロナウイルス感染症の影響により、機構の住宅ローンの返済が困難となった方で、機構が定める収入基準を満たす方		

制度の内容

経済事情や病気等で収入が減少し、返済が大変になった

**返済特例**  
返済期間の延長など

- 毎月の返済額を減らすことができます。
- 毎月の返済額は減少しますが、総返済額は増加します。

しばらくの間、返済額を減らして返済したい

**中ゆとり**  
一定期間、返済額を軽減

- お客さまとご相談した期間内において、毎月の返済額を減らすことができます。
- 減額期間終了後の返済額及び総返済額が増加します。

ボーナス返済が負担になっている

**ボーナス返済の見直し**

- ボーナス返済月の変更
- 毎月分・ボーナス返済分の返済額の内訳変更
- ボーナス返済の取り止め

**返済特例の概要**

対象（以下の3つの項目全てにあてはまる方）

- 離職や病気等<sup>※1</sup>の事情より返済が困難となっている方
- 以下の収入基準のいずれかを満たす方
  - 年収が機構への年間総返済額の4倍以下
  - 月収が世帯人数×64,000円以下
  - 住宅ローン（機構に加え、民間等の住宅ローンを含む。）の年間総返済額の年収に対する割合（以下「返済負担率」という。）が、年収に応じて下表の率を超える方で、収入減少割合<sup>※2</sup>が20%以上
- 返済方法の変更により、今後の返済を継続できる方

年収	300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 700万円未満	700万円以上
返済負担率	30%	35%	40%	45%

さらに、現に失業中である方、または収入が20%以上減少した<sup>※2</sup>方

**返済期間の延長<sup>※3</sup>**  
(最長15年、完済時の年齢上限は80歳)

**返済期間の延長<sup>※3</sup> (最長15年、完済時の年齢上限は80歳)**  
**元金据置期間の設定 (最長3年)**

※1 「離職等」とは、倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、総務勤務減による減収などが該当します。また、自営業の方は、業績不振による倒産・廃業、受注減や売上減による減収などが該当します。  
「病気等」とは、病気、事故によるけがや後遺症、高度障害、家族の病気による介護などによる減収・支出増が該当します。

※2 収入減少割合の計算は、原則として次の式によります。  

$$\frac{\text{前々年の収入額} - \text{前年の収入額}}{\text{前々年の収入額}} \times 100 (\%)$$

※3 融資の種別、年齢、金利等によって、あらかじめ最長の返済期間を定めています。返済期間の延長とは、この最長の返済期間を越えて延長することをいいます。

手続きに必要な書類 以下のお問い合わせ先にご確認ください。

その他 -

ホームページURL 独立行政法人 住宅金融支援機構 [https://www.jhf.go.jp/topics/topics\\_20200323\\_im.html](https://www.jhf.go.jp/topics/topics_20200323_im.html)

お問い合わせ先 返済中の金融機関(融資の申込み先の金融機関)

## 1. 生活面の支援

番号	1-21(R2/6/16改訂)	項目	子どもの養育・就学支援
制度の名称	宇和島市就学援助制度	支援の種類	就学支援
実施区分(負担割合)	市(10/10)	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒		
制度の内容	<p>経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対して、その就学費用について支援を行う制度です。 年間を通して申請は受け付けており、年度途中であっても、経済状態の変動により就学が困難になった場合には、申請いただけます。なお、認定はご家族の収入状況を確認した上でを行い、以下の項目について援助します。</p> <p>■学用品・通学用品費 ■新入学児童・生徒学用品費(4月中認定者のみ) ■修学旅行費 ■校外活動費(宿泊を伴うもの) ■校外活動費(宿泊を伴わないもの) ■クラブ活動費(中学生のみ) ■学校給食費 ■医療費(学校保健安全法施行令第8条で定める疾病の治療に要する費用に限る)</p> <p>※申請及び制度に関する相談は、年間を通して、各学校で受け付けています。</p>		
手続きに必要な書類	<p>&lt;児童扶養手当を受給されている方&gt; ■就学援助費交付申請書 ■児童扶養手当受給の証書の写し</p> <p>&lt;児童扶養手当を受給されていない方&gt; ■就学援助費交付申請書 申請書には、自己の状況により、以下の書類の写しの添付が必要です。 □収入の確認できる書類(世帯全員) 源泉徴収票(給与収入の方)、確定申告書(事業収入の方)、雇用保険受給資格証(離職された方)、老齢年金・障害年金・遺族年金等公的年金の受給額が分かる書類(受給されている方)など □住宅の賃貸借契約書又は家賃の確認できる書類(借家・アパート等にお住まいの方)</p>		
その他	事業者の方は、最新の確定申告書の代わりに、収入状況申出書を提出		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/30/kyoiku001.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/30/kyoiku001.html</a>		
お問い合わせ先	通学されている学校、または、宇和島市教育委員会 教育総務課 総務係 TEL:49-7030		

## 1. 生活面の支援

番号	1-22	項目	公共賃貸住宅への入居
制度の名称	市営住宅	支援の種類	現物貸与
実施区分(負担割合)	-	コロナウイルス対策による特例措置	-
制度(申請)開始日	随時	制度(申請)期限	随時
活用できる方	制度の内容のとおり		
制度の内容	<p>■入居資格 宇和島市に住民登録をしているか勤務をし、市税などを完納しており住宅に困窮している方</p> <p>■収入基準 所得月額が15万8,000円以下の世帯 ※近家塩浜団地のうち、特定公共賃貸住宅は15万8,000円～48万7,000円の世帯 (小学校就学前の子どもがいる世帯や60歳以上の高齢者世帯等は、所得月額が21万4,000円以下) ※所得月額=(世帯員全員の年間所得金額-控除額合計)÷12</p> <p>■家賃 世帯の収入に基づき、公営住宅法に定める方法で計算します。</p> <p>※空き住戸の情報、住宅の規模・構造・家賃等の諸条件については、下記のお問い合わせ先にてご確認ください。</p>		
手続きに必要な書類	<p>■入居申込書</p> <p>■所得を証明する書類</p> <p>■住民票</p> <p>■その他必要書類</p>		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/29/nyukyoboshu.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/29/nyukyoboshu.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 建築住宅課 管理係 TEL:49-7028		

## 1. 生活面の支援

番号	1-23	項目	生活の困窮
制度の名称	生活保護	支援の種類	扶助
実施区分(負担割合)	市(1/4 愛媛県一部負担あり)、 国(3/4)	コロナウイルス対策 による特例措置	-
制度(申請)開始日	-	制度(申請)期限	-
活用できる方	利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用した上でも生活に困窮する方		
制度の内容	<p>生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。</p> <p>生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。</p> <p>生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。</p> <p>医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。</p> <p>保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 保護課 TEL:49-7015 愛媛県 保健福祉部 保健福祉課 生活保護係 TEL:089-912-2385 厚生労働省社会・援護局 保護課 TEL:03-5253-1111		

## 1. 生活面の支援

番号	1-24(R2/11/16改訂)	項目	宿泊費補助
制度の名称	宇和島市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	市(4/5)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年7月1日	制度(申請)期限	宿泊施設を利用した最後の日から30日以内、又は利用した年度の3月31日
活用できる方	<p>避難対象区域の土砂災害警戒区域等に居住しており、以下のいずれかに該当する方で、宇和島市内宿泊施設一覧表の宿泊施設に宿泊して、宿泊料を支払った方</p> <p>■要介護度3～5の要介護認定者 ■75歳以上の者                  ■身体障害者手帳所持者(1、2級) ■療育手帳所持者(A)                  ■精神障害者保健福祉手帳所持者(1級) ■重度心身障害者医療費受給対象者                  ■妊産婦、乳幼児(1歳未満) ■要配慮者避難者の付添い者(要配慮避難者1人に対して1人)</p>		
制度の内容	<p>■補助金額                  宿泊費1名1泊(食事付)の4/5以内(上限5,600円/泊)                  ※避難情報発令期間中が補助対象期間</p> <p>■宿泊施設                  宇和島グランドホテル、JRホテルクレメント宇和島、宇和島第一ホテル、宇和島ターミナルホテル、宇和島リージェントホテル、ホテルコーラル宇和島、宇和島オリエンタルホテル、ホテルイシバシ、宇和島シティホテル、木屋旅館、民宿奴、民宿段畑さの屋、民宿みま、三好旅館、よしのや旅館、西遊魚センター、ホテルアイリン                  ※土砂災害警戒区域等以外に立地                  ※障害者用トイレ・バリアフリー等の有無に関しては、事前に宿泊施設にご確認ください。</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください。		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/5/kanwakakujuuyouhairyouhinannshatoushukuhakusiseturiyouhozyokin.html">http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/5/kanwakakujuuyouhairyouhinannshatoushukuhakusiseturiyouhozyokin.html</a>		
お問い合わせ先	宇和島市 危機管理課 TEL:49-7006		

## 1. 生活面の支援

番号	1-25(終了)	項目	集会所整備補助
制度の名称	宇和島市避難施設感染防止対策支援事業補助金	支援の種類	補助金
実施区分(負担割合)	市(3/4以内)	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和2年10月1日	制度(申請)期限	R2.12.21(希望調査票提出期限)
活用できる方	<p>■実施主体 集会所の管理団体等(自治会等)</p> <p>■対象となる集会所 原則として、土砂災害警戒区域等以外に立地している等、土砂災害時の避難所として適合する集会所</p>		
制度の内容	<p>避難所における新型コロナウイルス感染症リスクの低減を図るため、土砂災害に関する避難勧告等の発令時等に避難所として開設する集会所において、自治会等の管理団体が実施する衛生環境の整備に要する経費に対する補助金を交付するものです。</p> <p>■補助率 3/4以内</p> <p>■上限 100万円(1事業あたり)</p> <p>■補助対象 トイレの洋式化・自動化、自動水栓の設置、空調設備の高度化・換気機能付き空調設備の設置</p> <p>■採択の条件 避難情報発令時に避難所の開設・運営について、自主防災組織、自治会、防災士等により自主運営ができること 大規模災害を除く避難所の開設・運営において必要な防災備蓄資材、食料等を地域で準備できること</p>		
手続きに必要な書類	以下のお問い合わせ先にご確認ください		
その他	事業実施を検討しており、希望調査票が必要な自治会等は市危機管理課へ御連絡ください		
ホームページURL	-		
お問い合わせ先	宇和島市 危機管理課 TEL:49-7006		

## 1. 生活面の支援

番号	1-26(R3/4/1新規)	項目	検査への助成
制度の名称	宇和島市高齢者施設入所前PCR検査費助成金	支援の種類	助成金
実施区分(負担割合)	市(10/10)上限設定有り	コロナウイルス対策による特例措置	○
制度(申請)開始日	令和3年4月1日	制度(申請)期限	令和4年3月31日
活用できる方	市内の高齢者施設に新たに入所する者		
制度の内容	<p>市内の高齢者施設に新たに入所する方で、本人の希望によりPCR検査その他の核酸増幅法による検査を受けた者に対し、検査費用を助成する。</p> <p>助成額： 検査費用全額(上限 2万円)</p> <p>対象者： (1) 65歳以上の者 (2) 65歳未満の者のうち、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、悪性腫瘍(がん)又は肥満(BMI30以上)のいずれかの疾患を有する者 (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者</p> <p>対象となる高齢者施設： 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、短期入所生活介護 短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護</p>		
手続きに必要な書類	宇和島市高齢者施設入所前PCR検査費助成金交付申請書、請求書、検査費用の領収書のコピー		
その他	-		
ホームページURL	宇和島市 <a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/kaigo/koureisypacr.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/site/kaigo/koureisypacr.html</a>		
お問い合わせ先	高齢者福祉課 24-1111(内線2157、2164)		